

事業シート(概要説明書)

様式1号

① 事 業 名	自転車駐車場管理業務		総合計画体系	章	04安全安心都市	節	08交通体	系
② 細事業名	白起再联再提等理类数		担当部・課	都市建	設部 交通政策課	事業開始	台年度	昭和53年度
◎ 神子未力	自転車駐車場管理業務		根拠法令					

2	粬事 美名	■■■ 目 転 甲駐 甲 場官埋業務	根拠法令									
		りたす野松根の海岸										
3	事業内容 ^(手段・手法など)	・自転車駐輪場の運営関連事業(・放置自転車撤去業務、・自転車保管 (〇放置禁止区域の指定 〇放置自転車の撤去		○撤去□	自転車の返還)							
4	目 的 (何のために)	道路その他公共の場所における自転車等の放置を防止するための対策を講ずることによって市民の良好な生活環境を保全し、街の美観を維持するとともに通行の障害を除去し、市民生活の安全を図るため										
(5)	対象及び人数	観を維持するとともに通行の障害を除去し、市民生活の安全を図るため 千代田駅、河内長野駅、三日市町駅及び周辺利用者、汐ノ宮駅、美加の台駅、千早口駅、天見駅利用者(自転車等利用者)										
<u> </u>	(誰·何を対象に) 現在の実施方法	自転車駐車場整備センター直営駐輪場(千代田、長野、三日市町)及び(詳細)										
	死在の天旭万仏	市直営 平成23年度予算 直接経費(A)の内訳										
	直接経費(A)	TRACS 年度										
7	1 供書 (1)	 	当正職員:概算人件費(C) 平均給与8,260千円×従事職員数)		826 千円	従事職員数(D)	0.1	人				
スト	人件費 (B) ※ (C)+(E)	826 千円	他(嘱託・アルバイト)人件費(E)		千円	従事職員数(F)		人				
	総コスト			財派	原内訳(収入)							
	(A) + (B)	9,610 千円 国・府からの補助金等			一般財源(市債含む)	9,610千円	その他					
•	目 標	◎ 市単独事業										
9	(目指すところ) ※より具体的に記入	放置自転車をなくし安全で快適な街づくりを目指す										
10	事業の現状	駐輪場の利用率は、自転車駐車場整備センターが 代田駅では、40から45%、三日市町駅では、西が 市が設置している駐輪場のうち、汐ノ宮駅について している。	73から79%、東が36~42%	程度の	利用。							
11)	目標と現状の差 (課 題) ⑨一⑩	市内各駅に駐輪場を設置し多くの市民に利用され については、台数は減少してもなくならない。	ている。千代田、長野、三日	ま市には	は民間の自転車駅	主輪場もある。しか	いし、放置自	転車				
		市側の事前論点 【解決策】 ①自転車利用者に放置による弊害を自覚させ自ら マナー向上を図る。	駐輪場を利用する意識、	*		最終論点						
	解決策と論点	【論点】 自転車利用によって生じる鉄道駅周辺における一 者、業務関係者に及ぼす弊害の防止のため、自転 ける。	車利用について制限を設									
12	(⑪の課題 の解決策 と問題点)	市民の良好な生活環境を保全し、街の美観を維持を除去し、市民生活の安全を図るため、道路その付転車等の放置を防止するための対策として、「放置定する必要があるが、その前提として、河内長野村関する条例第7条により「自転車等の駐車場が整る場合」と規定している。	也公共の場所における自 自転車等禁止区域」を指 百自転車等の放置防止に		※ 事前概要説明	明会開催後に記 <i>〕</i>						



放置自転車をなくし

きれいな街づくりにご協力下さい!

ご存知ですか?

『河内長野市自転車等の放置防止に関する条例』

★条例の目的

駅周辺の放置自転車等が急増し、次のような問題の原因となっています。

- 1. 災害時の緊急活動や避難行動の阻害
- 2. 歩行者や自動車の通行妨害
- 3. 都市美観の悪化
- 4. 自転車等盗難の誘発

そこで、安全で快適な街づくりを目指すことを目的に条例ができました。

★「自転車等放置禁止区域」について

自転車等の放置により良好な生活環境が著しく阻害され、自転車等の駐車場が整備されている地域を「放置禁止区域」に指定します。(条例第7条) 放置禁止区域内に放置されている自転車等を撤去・保管します。(条例第9条第1項)

放置禁止区域外に放置されている自転車等について、指導・ 警告にもかかわらず一定期間放置された場合は、自転車等を撤去・保管します。(条例第9条第2項)

注:工作物等にチェーン錠等で固定し放置している自転車等は、 撤去に必要な行為としてチェーン錠等を切断して撤去・保管 しますが、その責任は一切負いません。

「**自転車等**」とは、原動機付自転車(50cc 未満のミニバイク)と自転車のことをさします。



★保管自転車等を返還する際に費用を徴収します。

放置された自転車等を撤去・保管したときは、返還する際に 自転車等の引取者又は所有者から、撤去・保管に要した費用と して下記の金額を徴収します。(条例第11条)

自転車2,000円原動機付自転車3,000円(ミニバイク)



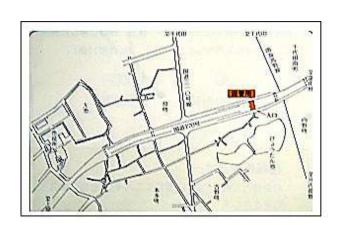
自転車等の利用者は、自転車駐車場を 利用し、放置のないようにご協力をお 願いします。

千代田・河内長野・三日市町駅周辺の公共の場所は、

自転車等放置禁止区域です。



《保管所位置図》







撤去・保管自転車等は、下記のとおり返還します。

返漫時間

平 日:午前9時から午後5時まで

(但し、土・日曜・休日及び12月29日~1月3日は除く)

返還を受ける時に必要なもの

- 1. 自転車等の鍵
- 2. 住所・氏名を明らかにするもの(身分証明書、学生証、 免許証、保険証など)
- 3. 撤去・保管費用 自転車 2,000 円、原動機付自転車 3,000 円

処分について

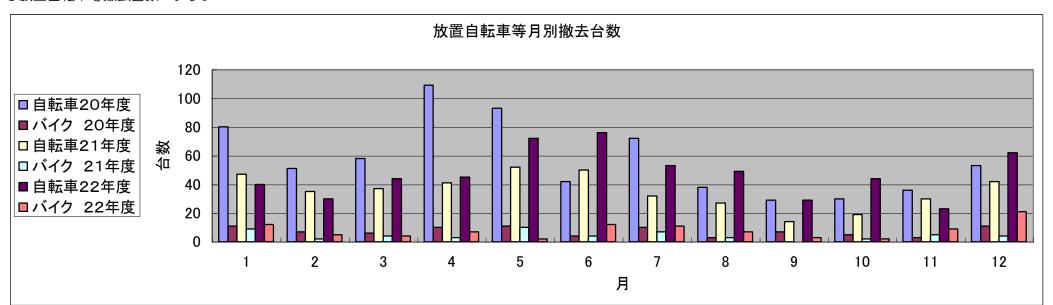
保管した自転車等は、60日以内に引取りのないものについては、処分します。

◆お問い合わせは原町放置自転車等保管所 Tel 52-5469

○駐輪場位置図



〇放置自転車等撤去台数 グラフ



年度	種類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
20 年度	自転車	80	51	58	109	93	42	72	38	29	30	36	53	691
20 平及	バイク	11	7	6	10	11	4	10	3	7	5	3	11	88
21 年度	自転車	47	35	37	41	52	50	32	27	14	19	30	42	426
21 千度	バイク	9	2	4	3	10	4	7	3	0	2	5	4	53
00 年度	自転車	40	30	44	45	72	76	53	49	29	44	23	62	567
22 年度	バイク	12	5	4	7	2	12	11	7	3	2	9	21	95

平成21・22年度 放置自転車処理実績表

			ì	区還台数								
	河内長野駅 三日市駅			千代田駅 合計								
年度	自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク	小計	自転車	バイク	小計
21 年度	116	25	42	9	268	19	426	53	479	261	49	310
22 年度	266	52	46	7	255	36	567	95	662	354	91	445

近隣市町村 自転車撤去・保管料

		河内長野市	富田林市	大阪狭山市	藤井寺市	松原市	羽曳野市
	自転車	2,000 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1 000 ⊞	(撤去)500円
撤去料•保管料	日料中	2,000 円	1,500	1,500 🖰	1,500 🖰	1,000円	(保管料)1 日に付 200 円(最大 3,000 円)
	バイク	3,000 円	2,000 円	2,000円 2,000円 1,000円	1,000円	(撤去)1,000円 (保管料)1日に付 200円(最大 3,000円)	